

2020年4月7日  
日本生命保険相互会社

## 新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への保険金・給付金のお支払いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申しあげます。また、影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申しあげます。

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への保険金・給付金のお支払いについて、医療機関の事情などにより、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合も、その治療期間に関する医師の証明書などをご提出いただくことで、入院給付金等のお支払いの対象としてお取扱いします。

なお、既にご案内の通り、新型コロナウイルス感染症は疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院や、検査の結果「陽性」と判定されたか否かに関わらず、医師の指示で入院している場合も、(疾病)入院給付金のお支払い対象です。

※ご契約内容によっては、入院給付金のお支払いに、所定の入院日数が必要となる場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合、死亡保険金のお支払い対象となります。

今回の「新型コロナウイルス感染症」の影響を踏まえ、お客様に対して特別取扱いを実施していますので併せてご確認ください。

[\(ご参考\) 新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて](#)

以 上